船橋市最高情報統括責任者補佐官設置要綱

（趣旨）

第１条

この要綱は、最高情報統括責任者（以下「CIO」という。）を補佐し、情報通信技術（以下「ICT」という。）を活用した市民サービスの向上及び業務の効率化等を図り、電子自治体を推進するため、最高情報統括責任者補佐官（以下「CIO 補佐官」という。）を設置できることとし、必要な事項を定めるものとする。

（任用期間）

第２条

CIO 補佐官の任用期間は、会計年度の１年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

（任用要件）

第３条

CIO 補佐官は、次に掲げる要件を備える者とする。

1．ICT に関する専門的知識・能力を有し、かつ健康であること。

2．次のいずれかに該当する者であること。

（1）　民間企業等において、情報システムの開発、企画、業務改革等の実務経験を有する者。

（2）　船橋市の職員であり、情報システムの開発、企画、業務改革等に関する知識及び経験を有する者。

（所掌事務）

第４条

CIO 補佐官の職務は、次に掲げるとおりとする。

1. ICT の高度利用の推進に係る必要な助言及び支援

2．電子行政戦略及び基本的な方針又は計画の策定・推進・評価についての必要な助言及び支援

3．その他、情報化に関する重要施策に関すること

（報酬）

第５条

1．民間企業等から任用された CIO 補佐官には、規定に基づき報酬を支給する。

2．船橋市の職員として任用された CIO 補佐官には、報酬を支給しない。

（個人情報の保護）
第６条
CIO 補佐官は、船橋市個人情報保護条例（平成 17 年船橋市条例第 6 号）の趣旨に基づき、個人情報の重要性を認識するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
１．任用期間中及び離職後において、職務上知り得た個人情報や機密情報を第三者（家族を含む）に開示または漏洩しないこと。
２．職務上知り得た個人情報を職務の目的の範囲を超えて利用しないこと。
３．その他、個人情報の保護に努めること。
（その他）
第７条
この要綱に定めるもののほか、CIO 補佐官に関し必要な事項は、別に定める。
附　則
1 この要綱は、平成30年10月15日から施行する。
附　則
1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
附　則
1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。